

第21号議案

審査請求に係る諮問について

令和3年2月11日付けで提起された審査請求を棄却することについて、次のように諮問する。

令和4年2月25日提出

春日市長 井上澄和

1 審査請求の趣旨

令和3年1月に春日市長が審査請求人に対して行った督促処分(平成30年10月分から平成31年1月分までの保育料に係るもの)の取消しを求めるもの

2 審査請求の理由(要旨)

審査請求人の子は、その父と生計を一にしていないことから、子の保育に係る保育料額の算定に当たっては父の市民税の所得割額を考慮すべきでない。それにもかかわらず、父の市民税の所得割額を考慮して保育料額が算定されているため、保育料額の決定処分は違法であり、これに係る本件督促処分も違法である。

3 審理員の意見

平成30年10月分から平成31年1月分までの上記保育料については、令和3年8月に、上記父の市民税の所得割額を考慮せずに算定した額に変更する処分が行われている。このため、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却すべきである。

提案理由

審査請求に係る裁決をするに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第7項の規定により市議会の意見を求めるものである。